

令和2年9月3日
鳥山総合支所
危機管理部

オウム真理教問題対策（状況）について

1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム鳥山（南鳥山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

2 鳥山地域オウム真理教対策住民協議会の活動状況

(1) 会議の開催状況

令和2年度の会議については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、4月23日開催予定の総会を中止し、資料送付によって承認をもらう方式で行ったほか、原則毎月開催していた実行委員会についても開催を見合わせている。一方で、会長ほか数名の役員で構成される事務局会議は従来通り月1回開催し、事業の実施方針に関する協議や住民協議会ニュースの編集などを行っている。

3 四者会議の開催（予定）

公安調査庁の呼びかけで、住民協議会、成城警察署及び世田谷区の四者により、アレフやひかりの輪等に関する情報交換・共有を行う予定である。

日 時 令和2年9月15日（火）午後2時～

場 所 鳥山総合支所会議室

4 観察処分更新を求める国への要請行動（予定）

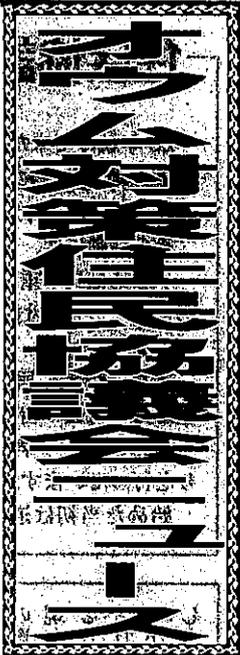
区及び住民協議会では、令和3年1月に期限を迎えるオウム真理教後継団体であるアレフ、ひかりの輪等に対する団体規制法に基づく観察処分の期間更新を求め、国への要請行動を行う予定である。

日 時 令和2年9月30日（水）午後5時～

場 所 法務省、公安調査庁

要 請 先 法務大臣、公安調査庁長官、公安審査委員会委員長

出 席 者 オウム真理教対策関係市区町連絡会の自治体及び住民協議会等



烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

今回は「観察処分」の更新を 求める署名の方法を変更します

烏山地域オウム真理教
対策住民協議会

会長 古馬 一行

日頃から当住民協議会にご
支援・ご協力をいただき厚く
御礼申し上げます。

皆様には置かれましては、新
型コロナウイルス対策の為
大変厳しい生活を余儀なくさ
れてお過ごしのことと存じます。
先般、緊急事態宣言は解除
になりましたが、まだまだ予
断を許さない状況で、第2波
第3波の恐れもあり先行きが
見通せません。

そうした中で来年1月
がオウム真理教(アレフ・
ひかりの輪・山田らの集
団)に対する「団体規制
法」に基づく観察処分更
新の期限になります。今
回は7回目になります
が、この法律が唯一オウ
ム真理教の活動に対して
規制することができると
効な法律になっておりま
す。日本各地の協議会
はこの観察処分を更新す
るために署名活動を展開
し、集めた署名を法務大

臣・公安調査庁長官・公安審
査委員会委員長に持参して更
新の要請をします。

烏山地域も今年の4月より
リサイクルバザーを皮切りに
署名活動を始める予定でした
が、今年は新型コロナウイルス
の感染拡大を防ぐ観点から、
リサイクルバザーの開催を中
止致しました。これまで署名活
動は、世田谷区内の町会・自
治会に署名用紙を送り回覧板で
廻していただく方法と、街頭や
種々の行事にて直接署名を頂く



災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会の、藤井委員長(右から
2人目)と河村副委員長(右から1人目)に署名の協力を依頼した

方法で行っておりました。しか
し現在、町会・自治会会員の
中には、いろいろな人たちの接
がある回覧板に心配を示す声も
あり、新型コロナウイルス対策
の新たな方法を模索する中で、
これまでのような署名用紙を回
覧することを断念し、また、街
頭や行事での署名依頼の活動も
三密を避ける観点から、一般の
皆様からの署名集めは中止する
ことに致しました。

7回目の「観察処分」 更新の署名は代表署名で

そこで今回の署名方法は、世
田谷区町会総連合会に依頼を
して、世田谷区内28地区の町
会・自治会連合会の代表者の署
名、毎日ローテーションで監視
を行っている烏山地域町会・自
治会については、全町会・
自治会長の署名をお願いす
ることに致しました。

また、世田谷区議会か
らも、毎回、観察処分
の期間更新を求める意
見書を提出していただ
いております。さらに
今年、全区議会議員に
署名をお願いすることに
致しました。

今回の署名活動は、世
田谷区、足立区、金沢
市や他の地域の住民協議
会も同様の形式で行う予
定です。

観察処分の経緯

団体規制法は2000年に施
行され、同法に基づく観察処分
は3年ごとに公安審査委員会
更新か否かの見直しが行われます。
この法律では、観察処分により
加入している信者の名簿や資産
の変化を3か月毎に公安調査庁
に提出すること、必要であれば、
公安調査庁によるオウム施設への
立入検査ができること等となつて
います。公安調査庁の立入検査
は、必要に応じて行うことが出
来ますが物品や証拠書類を押収
することは出来ず、現場での状況
を写真などで記録することにな
ります。一方、警察の捜査では、
裁判所の許可は必要ですが、強
制的に物品を押収することが出
来ます。この立入検査は、オウ
ムのように過去に起こした重大な
事件の抑止に、本当に有効だと
思います。

当時アレフの代表だった上祐史
浩が、観察処分は違法とし東京
地裁に訴訟を起こします。毎回
起こす訴訟も全て棄却でしたが、
5回目の観察処分では東京地裁
は当時、分裂して「ひかりの輪」
となった上祐らの言い分を聞き入
れました。アレフとひかりの輪と
は別物という判断でした。分裂し
た後、アレフは教祖の麻原彰晃の
教義と修行方法をそのまま承継
し、一方の「ひかりの輪」は脱麻

原で、宗教ではなく仏教哲学の勉
強会だと主張します。その違いは
明白との事で「ひかりの輪」に対
する観察処分を、取り消す判決
を出したのです。

しかし、当住民協議会として
は、分裂して南烏山に残った上祐
らがいくら自分たちはオウム真
理教とは全く別物だと言いつつ
も、大部分がオウム真理教から
メンバーが中心となり新しい組織
(ひかりの輪)を構成していること
や、以前からの住居に住み続け、
看板だけ「ひかりの輪」に換えて、
自分たちは違うといつても到底納
得できるものではありません。地
域の安心・安全に関わる重大な
問題だと認識していました。

国は直ちに控訴し東京高裁で
争っている最中に、6回目の観察
処分更新の時期を迎え、公安審
査委員会は更新を決定致しまし
た。判決は「ひかりの輪」の逆転
敗訴でした。東京高裁は当住民
協議会の主張に沿う判決を出し
ました。もし高裁での裁判に負け
ると6回目の観察処分も無くなつ
ていたでしょう。法曹関係者によ
ると、このような事例の裁判によ
って出た判決が覆ることは難しい
と、異口同音に話します。「ひか
りの輪」は最高裁に上告しました
が、却下されて本年3月に二審の
判決が確定しました。
オウム真理教がいる場所には、
観察処分は重大な意味を持つてい
るのです。

住民協議会活動の四つの柱

20年続けて来た、烏山地域オウム真理教対策住民協議会活動は地域住民による、続ける事が大事というすばらしい協力体制の結果です。

その活動には、大切な四つの柱があります。

一つめは最も重要な監視活動、二つめは協議会ニュースの発行、三つめは抗議デモと学習会、そして四つめが署名・募金活動です。

オウム信者の居住するマンション前に設置された監視小屋では、町会・自治会のメンバー、商店街、地域活動団体、そして、小・中学校のPTAの皆さんが、毎日交替で見張りを行っています。

始めた当初は道場のあるマンションに出入りする130人

近い信者の見張りでしたが、オウム真理教が足立区へ移り住んだ今は「ひかりの輪」が対象となっています。

一年のうち年末年始だけを休み、交替で見張りを続けています。この事は「ひかりの輪」だけにとどまらず、全国のオウム信者への抑止力ともなり、住民活動の原動力になっています。

毎日書かれる日誌をめくると、信者の動向や危険性を察知して共有する事が出来ます。

そして定期的に監視小屋だよりを協議会ニュースに載せる事により地域に発信する役割をはたしています。

麻原が処刑された今でも、オウム集団には不穏な動きがあり、若い人々への入信活動を行っています。

監視の手をゆるめてはいけないと確信しています。

オウム真理教は何をしたのか

1995年(平成7年)3月20日、かつて日本が経験したことのない、同時多発テロ事件が発生。それが地下鉄サリン事件です。すでに発生から25年が経過しており、その事件を若い世代の方々は、あまりご存知ないかもしれません。その事件を見てきた世代にとって、次の世代にこのことを伝え、風化するのを防いでいかねばなりません。

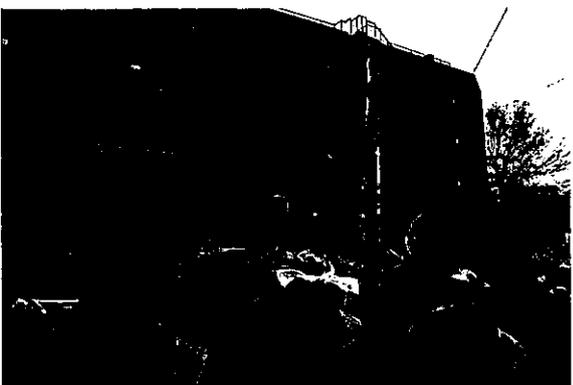
世界最大級の都市、東京のしかも中心で化学兵器であるサリンを使い、死者14人、負傷者約6300人という前代未聞のテロは朝の通勤時間帯に起きました。今は、新型コロナウイルス感染対策で、電車もすいていますが、当時は超満員の地下鉄の車両の中で、化学兵器である猛毒のサリンがまかれたのでした。霞ヶ関駅界隈は、パニックになりました。この凶悪な犯罪を実行したのはオウム真理教という宗教団体でした。

麻原彰晃(本名・松本智津夫)が教祖、創始者として設立した団体です。麻原は「わたしの今生の目標は、終末論・ハルマゲドンが来る」とし、教団の武装化を進めていました。事件後、この教団は宗教法人としての資格を失いますが、名前を変えて現在も全国各地で活動をしています。2000年に「アレフ」と名前を変え、2007年には教団元幹部の上祐史浩らが分派をして「ひかりの輪」を設立します。また、さらにアレフからは女

性元幹部らが分派して「山田らの集団」が活動するに到っています。公安調査庁の調べによると、この三つの団体には約1650人の信者がいるとされています。

この中で、京王線千歳烏山駅近くに本拠がある「ひかりの輪」は全国で150人程度となっているようです。

松本智津夫元死刑囚への刑執行後の記者会見で、上祐は「10年以上前に脱会し、かつてのような思いはない。アレフの拡大抑止など事件の再発防止に努めたい」とコメントをしています。しかしながら、裁判などで、ひかりの輪が今でも麻原の影響下にあると認定され、継承団体三つは観察処分の対象になっています。かつてはアレフ



が千歳烏山駅近くを拠点としていましたが、数年前に足立区に転出。現在は分派したひかりの輪だけが烏山に残っています。

烏山地域、特にひかりの輪に近いところにお住まいの皆さんは不安があると思います。公安調査庁や成城警察署、地元住民による監視活動は継続しているものの、施設の中をうかがい知ることはできません。

住民などによる監視活動で不穏な動きがないか、毎日、確認と監視を続けています。常に毅然とした態度で対峙し、活動の終了と解散を地域住民はひかりの輪に求めています。

また、ひかりの輪と対峙する烏山地域オウム真理教対策住民協議会は20年間活動を続けています。今、一番危惧していることは、地域の皆さんの危機意識が薄れていくことです。冒頭にも書きましたが、地下鉄サリン事件やそのほかの事件とそれによって受けた恐怖を風化させるわけにはいきません。現実問題として、地域住民も入れ替わりがあり、若い世代の方々も多く烏山地域に入ってきています。事件のことをご存知ない方も増えてきています。私たちは、知らぬが仏ではなく、目の前にある現実をご理解いただき、この紙面のように、抗議や監視をするなどの活動へのご理解とご賛同をお願い致します。

次号より、当時の被害者、関係者からお話を伺い、もう一度、オウム真理教が犯してきた犯罪、そして今の状況などについてお伝えしていこうと考えています。

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。